

令和5年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和5年7月20日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願
議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員(7名)
 - 1番 菅井晋一君
 - 2番 富樫雅男君
 - 3番 鈴木好彦君
 - 4番 稲葉久美子君
 - 5番 木村貞雄君
 - 6番 鈴木一之君
 - 7番 長谷川孝君
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 委員外議員(1名)
上村正朗君
- 8 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
政策監	須賀光利君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	永田満君
同課市民年金室長	小川一幸君
同課生活人権室長	前川龍也君
同課自治振興室長	佐藤克也君
環境課長	阿部正昭君
同課生活環境室長	本間研二君
同課環境政策室長	大滝誓生君
保健医療課長	押切和美君
同課参事	志田淳一君
同課国保室長	林洋一君
同課健康支援室長	船山幸文君
介護高齢課長	大滝きくみ君
同課高齢者支援室長	川村勇治君
同課地域包括支援センター長	五十嵐文君
同課介護保険室長	瀬賀由香君
同課介護保険室係長	石山寛子君
福祉課長	太田秀哉君
同課福祉政策室長	石田浩二君
こども課長	山田昌実君

同課子育て政策室長
同課子育て支援室長

高橋 朗 君
高橋 洋 一 君

9 議会事務局職員

局 長 内 山 治 夫
書 記 菅 井 洋 子

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第4号について請願者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(長谷川 孝君)請願者(村上生活と健康を守る会 会長 斎藤正直氏、事務局長 相馬襄士氏)を入室させる。

日程第1 請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願を議題とし、紹介議員(上村正朗君)からの補足説明及び請願者(村上生活と健康を守る会 会長 斎藤正直氏、事務局長 相馬襄士氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

上村 正朗 皆さん、おはようございます。本請願の紹介議員の上村正朗である。請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願についてだが、請願の趣旨については本会議で補足説明をさせていただいた。また、本日は請願者が趣旨説明においでなので、私からの補足は手短かに終わらせたいと思う。生活保護を利用している方は、食費を抑えたり、お風呂に入る回数を減らしたり、友人や親戚の冠婚葬祭にも出られないなど毎日ぎりぎりの苦しい生活を送っている。ただでさえ苦しい生活の上に、科学的な十分な知見の裏づけなく、平均6.7%、最大10%の保護費を削減されては、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を送ることはできない。市民厚生常任委員会の皆様におかれては、請願趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜ることをお願い申し上げて、簡単ではあるが、紹介議員からの補足説明とさせていただく。どうぞよろしく願いいたす。ありがとうございました。

委員長(長谷川 孝君)暫時休憩を宣する。

(午前10時03分)

委員長(長谷川 孝君)再開を宣する。

(午前10時25分)

(審 査)

長谷川委員長 これから審査に入る。初めに自由討議を行う。自由討議はないか。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号は、起立少数にて不採択とすべきものと決定した。

委員長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時26分)

委員長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午前10時33分)

日程第2 議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(こども課長 山田昌実君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 それでは、議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。本案は、本年4月1日からこども家庭庁が設置されたことによるこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令が公布されたことに伴い、変更となった箇所の整理等を行うため、所要の改正を行うものである。なお、資料の14ページ、15ページに新旧対照表が記載されているので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(こども課長

山田昌実君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長

次に、議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案については、議第79号同様、本年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が公布されたことにより変更となった箇所の整理を行うため、所要の改正を行うものである。なお、資料の16ページから18ページに新旧対照表が記載されているので、併せてご参照くださるようお願いいたします。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

長谷川委員長 以上で本委員会に付託された議案の審査等については全て終了した。これら議案審査等についての委員長報告書作成は委員長に一任させていただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 ご異議ないので、委員長報告書の作成は委員長に一任された。

委員長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午前10時38分)